

四日市市告示第 2 6 6 号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成 2 8 年四日市市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け 2 7 経営第 2 6 1 2 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、地域の農業の担い手の育成・確保と、<u>地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において</u>、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等についてその経費の一部を、予算の範囲内において支援を</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け 2 7 経営第 2 6 1 2 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、地域の農業の担い手の育成・確保と、<u>農地の集積・集約化を一体的かつ積極的に推進する地域において</u>、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等についてその経費の一部を、予算の範囲内において支援を行い、経営発展を促進するため、補助金の交付について必要</p>

行い、経営発展を促進するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者であり、次のいずれかの要件に該当する者。

ア 基盤強化法第12条第1項の認定を受けた認定農業者（基盤強化法23条第4項に規定する特定農業法人を含む。）であること。

イ 基盤強化法第14条第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。

ウ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を全て満たすもの。

(ア) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

(イ) 共同販売経理を行っていること。

な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(ウ) 目標年度までに法人化することが  
確実であると見込まれること。

エ 四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（基盤強化法第  
6条第1項に基づいて本市が定める  
基本構想をいう。）に示す目標所得  
水準を達成している農業者及び市長  
が認める者。

(2) 適切な人・農地プラン（人・農地  
プランの具体的な進め方について  
（令和元年6月26日付け元経営第  
494号農林水産省経営局長通知）  
同通知4の（1）のイにより、そ  
の適切性が確認されたものをいう  
。以下同じ。）に位置付けられた中  
心経営体であり、前号のアからウ  
のいずれかの要件に該当する者。  
ただし、国の実施要綱別記1の第  
1の2の（6）に該当する場合に  
限る。

(1) 適切な人・農地プラン（人・農地  
プランの具体的な進め方について  
（令和元年6月26日付け元経営第  
494号農林水産省経営局長通知）  
に定める人・農地プランをいう。以  
下同じ。）に位置付けられた中心  
経営体であり、次のいずれかの要件  
に該当する者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和  
55年法律第65号。以下「基  
盤強化法」という。）第12条第  
1項の認定を受けた認定農業者（  
基盤強化法23条第4項に規定す  
る特定農業法人を含む。以下同じ  
。）であること。

イ 基盤強化法第14条第1項の規  
定に基づき青年等就農計画の認定  
を受けた認定就農者であること。

ウ 基盤強化法第23条第4項に規

(3) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理事業法」という。）第 4 条の規定による指定を受けた法人をいう。）から賃借権等の設定等（農地中間管理事業法第 18 条第 1 項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第 7 条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買事業等による権利の設定等をいう。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）であり、第 1 号のアからウまでのいずれかの要件に該当する者。ただし、国の実施要綱別記 1 の第 1 の 2 の (5) に該当する場合に限る。

定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を満たすもの。

(ア) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

(イ) 共同販売経理を行っていること。

(ウ) 目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。

(2) 人・農地プランを作成していない地域で、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）であって次の要件を満たすもの。

ア 今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを国の実施要綱別紙様式第 1 号に規定する担

- (4) 地域における継続的な農地利用を図るものとして市長が認める者。

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が自らの経営において行う次のいずれかに掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、国の実施要綱別記1の第1の4の(1)のオに規定する機関から行われるプロジェクト融資（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）を受けていること。ただし、前条第1号のエ及び前条第3号に規定する補助対象者（以下「市長が認める者」という。）については、この限りでない。

ア及びイ （略）

- (2) 個々の事業内容ごとに、国の実施要綱別記1の第1の4の(1)のエの(イ)に記載の基準を満たしていること。

(目標達成状況報告)

第27条 補助事業者は、国の実施要綱

い手確保・経営強化支援計画書で明らかにすること。

- イ 遅くとも事業承認年度の翌々年度までに人・農地プランを作成すること。

- (3) 地域における継続的な農地利用を図るものとして市長が認める者。

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が自らの経営において行う次のいずれかに掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、国の実施要綱別記第1の4(1)のエに規定する機関から行われるプロジェクト融資（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）を受けていること。ただし、前条第3号に規定する補助対象者（以下「市長が認める者」という。）については、この限りでない。

ア及びイ （略）

- (2) 個々の事業内容ごとに、国の実施要綱別記第1の4(1)のウ(イ)に記載の基準を満たしていること。

(目標達成状況報告)

第27条 補助事業者は、国の実施要綱

別記1の第1の6の(2)に基づく計画の承認年度から目標年度まで、毎年度、国の実施要綱別記1の第2の1に規定する担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(国の実施要綱別紙様式第4号)を翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第28条 補助事業者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第24条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、国の実施要綱別記1の第6の6に記載の管理関係書類を整理保存するものとする。

(1)から(5)まで (略)

別記第1の6の(2)に基づく計画の承認年度から目標年度まで、毎年度、国の実施要綱別記第2の1に規定する担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(国の実施要綱別紙様式第4号)を翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第28条 補助事業者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第24条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、国の実施要綱別記第6の6に記載の管理関係書類を整理保存するものとする。

(1)から(5)まで (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)